

# 分科会研修のまとめ

## B分科会 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

運営委員 酒井達夫  
真板陽介  
西弘美

B分科会は、学校法人に採用されて間もない方や他部署からの異動により、学校会計業務の実務経験が比較的少ない方々36人を対象に、「学校法人会計基準」について、財務3表である「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」を柱として、法令条文についての解説を行い、各計算書類及び内訳表並びに各明細表等に至るまでの理解を深めました。

研修では、テキストの「学校法人会計基準と計算書類の取扱い」に加えて、次の3項目についてパワーポイントによる資料を用いて解説を行いました。

### 1. 学校法人の法的根拠

学校法人が計算書類を作成する目的などを理解するための法律として、「教育基本法」・「学校教育法」・「私立学校法」・「私立学校振興助成法」について主要な条文を取り上げ、その条文が持つ背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説を行いました。また、学校法人会計基準ができた経緯等についても説明を行い、学校法人に関する法律、日常行う会計処理等に関しての法的根拠についても学んでいただきました。

### 2. 学校法人会計基準

「学校法人会計基準」については、すべての条文において基礎的事項の確認を行いながら、学校法人会計基準の原則、作成すべき各計算書類等、経費の考え方と注意点などを中心として、日常行っている会計処理の法的根拠についての研修を行いました。特に資金収支計算書及び事業活動収支計算書に関しては、それぞれの目的や計算方法、勘定科目等について、類似点や相違点を明らかにしながら、解説を行いました。また、貸借対照表については、資産、負債及び基本金等に関しての解説を行うと共に、記載方法や注記等についての説明を行いました。

### 3. 計算例

計算例の研修では、理論的に学んできた各計算書類について、実際に資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表上の数値を追いかけながら、各計算書類で記載されている金額の意味についての確認を行いました。特に補助活動や退職金等に関する計算に関しては、それぞれの計算過程についての解説を加え、資金収支計算書と事業活動収支計算書上の金額に相違が発生する理由等を理解してもらうことができました。

本研修を通じ、学校会計の基である「学校法人会計基準」を学んだことによって、法令と日常行う会計処理及び各計算書類との関係について、より理解を深められたと思います。また、日常の会計処理に対して疑問に思った時に、法令に戻って対処法を考えることができるようになったのではないかと考えております。次年度は、簿記の基本的な内容等についての説明も加え、会計に関する基礎知識が少ない方でも、理解していただけるような研修にしていきたいと思っております。